

## 徳島 DMAT 運用計画

### (目的)

- 第1条 この計画は、徳島県内外で地震、台風等の自然災害や、航空機、列車事故等の大規模な事故（人為災害）（以下「災害等」という。）といった災害等が発生した時に、迅速に救出・救助部門と合同して救急治療を行うための専門的な研修として厚生労働省等が実施する「日本DMAT 隊員養成研修」（以下「DMAT 研修」）を受けた災害派遣医療チーム（以下「徳島DMAT」という。）を派遣する際の編成及び運営等に関し、必要な事項を定めることにより、災害時における医療救護体制の充実強化を図ることを目的とする。
- 2 この計画は、徳島県地域防災計画に基づき、日本DMAT 活動要領の内容を踏まえて、徳島DMAT の運用に関する事項を具体化したものであり、今後これらの計画等が変更された場合には、必要に応じて変更するものとする。

### (用語の定義)

第2条 この計画で使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) DMAT の出動 DMAT 指定病院の長が、DMAT を編成して災害拠点病院や被災現地に行かせること
- (2) DMAT の派遣 被災地外の都道府県知事が、被災地内の都道府県知事の応援要請に応じて、当該都道府県内のDMAT 指定病院のDMAT を要請元の都道府県に行かせること
- (3) 出動要請 都道府県知事が、自県内のDMAT 指定病院の長に対して、DMAT の出動を要請すること
- (4) 派遣要請 被災地内の都道府県から、国又はその他の都道府県に対して、DMAT の派遣を要請すること
- (5) DMAT の自主的出動 DMAT 指定病院の長が、第9条第3項及び第4項の規定に基づき、徳島DMAT を出動させること

2 前項で定める用語以外については、日本DMAT 活動要領で定める用語の定義を準用するものとする。

### (活動範囲)

第3条 徳島DMAT の活動範囲は、主に次の2種類とする。

- (1) 徳島県内外の災害等の被災地内での活動
- (2) 徳島県内外の災害等の被災地から広域医療搬送等を実施する場合の被災地外での活動

### (活動内容)

第4条 徳島DMAT は原則、被災地内で以下の活動を行う。

- (1) 消防機関等と連携し、災害現場における医療情報の収集及び伝達、トリアージ、応急治療及び搬送等（現場活動）
- (2) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療等（病院支援）
- (3) 被災地内での患者搬送及び搬送中の治療（域内搬送）
- (4) 被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とする航空機等を用い

た被災地外への患者搬送（広域医療搬送）

（５）その他災害現場における救命活動に必要な措置

（指定病院）

第５条 徳島県知事（以下「知事」という。）は、徳島DMA Tの設置並びに編成及び運営につき、依頼に基づき協力を申し出た徳島県の災害拠点病院等を徳島DMA T指定病院（以下「指定病院」という。）として指定する。

２ 知事は、県と指定病院との間で徳島DMA Tの設置並びに編成及び運営に関する協定を締結する。

３ 知事は、第１項による指定をしたときは、指定病院に対して指定証（別記様式第１号）を交付する。

（編成及び登録）

第６条 徳島DMA Tは、指定病院の職員をもって編成することを基本とし、１チーム医師１～２名、看護師１～３名、業務調整員１～２名の計５名程度で編成するものとする。必要に応じて、DMA T研修を受けた薬剤師、放射線技師、検査技師等の職員を加えることができる。

２ 知事は、指定病院の長からの推薦に基づき、知事が指定するDMA T研修を終了した者を徳島DMA T隊員（以下「隊員」という。）として徳島DMA T隊員登録者名簿（別紙様式第２号）に登録する。

３ 隊員は、登録証の記載事項に変更等が生じたときは、指定病院の長を経て、知事に対して変更届出（別記様式第３号）を行う。

（リーダー及び統轄）

第７条 徳島DMA Tの各チームにリーダーを置く。

２ リーダーは、チームの医療活動を統轄する。

３ 複数の徳島DMA Tが派遣要請されるような大規模災害等での活動においては、各チームのリーダーの中から統括を置き、徳島DMA Tの医療活動全体を統括する。

（出動基準）

第８条 徳島DMA Tの出動基準は、次のとおりとする。

（１）徳島県において、災害等により複数の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合

（２）前号に定める場合のほか、徳島DMA Tが出動し対応することが効果的であると認められる場合

（３）国あるいは他都道府県からの要請に基づき、徳島DMA Tの出動の必要性が認められる場合

（出動）

第９条 知事は、前条の出動基準に照らし、徳島DMA Tを出動し対応することが効果的であると判断したときは、指定病院の長に対して、徳島DMA Tの出動を要請する。

- 2 指定病院の長は、知事からの要請を踏まえ、徳島DMA Tの出動が可能と判断した場合には、速やかに知事に連絡するとともに、知事の指示に従い徳島DMA Tを出動させる。
- 3 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、知事の要請を受ける前に徳島DMA Tを出動させたときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定により知事が承認した徳島DMA Tの出動は、知事の要請に基づく出動とみなす。
- 5 知事は、徳島DMA Tの出動要請を行う際には、関係機関と調整の上、徳島DMA Tの想定される業務及び現場の状況等の情報を指定病院に伝える。
- 6 現場での活動が終了した後、出動した徳島DMA Tは、指定病院の長を経由して徳島DMA T活動記録報告書（別記様式第4号）により知事に報告する。

（待機要請）

第10条 知事は、災害等が発生し、第8条の出動基準に該当することが見込まれる場合、指定病院に徳島DMA Tの待機を要請する。

- 2 待機要請の手順は出動要請の手順に準じて行う。
- 3 次の場合に指定病院の長は、県からの要請を待たずに、徳島DMA T出動のための待機を行う。
  - （1）東京都23区内で震度5強以上の地震が発生した場合
  - （2）その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
  - （3）津波警報（大津波警報）が発表された場合
  - （4）東海地震注意報が発表された場合
  - （5）大規模な航空機墜落事故が発生した場合
  - （6）徳島DMA Tが出動を要すると判断するような災害等が発生した場合

（徳島DMA Tを出動させた指定病院の活動）

第11条 指定病院は、徳島DMA Tを出動させた場合は、次の業務を行う。

- （1）出動した徳島DMA Tの活動の把握及び必要な支援
- （2）出動した徳島DMA Tからの現地情報の収集
- （3）収集した現地情報を県及び関係機関へ伝達

（DMA T現地本部）

第12条 知事は、徳島県内で災害等が発生し、徳島DMA Tの出動を要請した場合は、現地の災害拠点病院等に対して、DMA T現地本部の設置を依頼することができる。

- 2 DMA T現地本部は、徳島県の指揮下で活動する。
- 3 DMA T現地本部は、次の業務を行う。
  - （1）派遣したDMA T及び医療機関とともに被災情報の収集・伝達
  - （2）各DMA Tの業務に係る調整（現地活動、域内搬送、病院支援等）
  - （3）必要な資器材の調達に係る調整
  - （4）県、市町村及び関係機関等との連絡調整
- 4 DMA T現地本部以外に徳島県、市町村の医療本部等において、DMA T本部やDMA Tを統括する機能を設置することができる。

- 5 徳島DMAT及び他都道府県からの応援DMATは、原則としてDMAT現地本部に参集する。
- 6 先着した徳島DMATは、徳島県、市町村及び関係機関等と連携しDMAT現地本部の立ち上げを行い、当面の活動責任者（統括DMAT）となる。
- 7 先着した徳島DMATが、厚生労働省が認定する統括DMAT登録者でなかった場合は、統括DMAT登録者が到着した際に、速やかにDMAT現地本部の指揮権等を移譲し、その後は統括DMAT登録者の指示に基づき医療活動にあたる。

（広域医療搬送等）

- 第13条 県、厚生労働省及び関係省庁は、広域医療搬送拠点にSCU（ステージングケアユニット）を設置するとともに、広域医療搬送を担当するDMATを統括するSCU本部を設置する。
- 2 広域医療搬送の要請を受けた徳島DMATは、SCU本部に参集し、県外から参集したDMATと連携し、その調整下で活動を行う。
  - 3 SCU本部に参集した徳島DMATは、SCUにおける患者の症状の安定化を図るとともに、搬送時のトリアージを行う。
  - 4 SCU本部は、次の業務を行う。
    - （1）広域医療搬送に係る情報収集
    - （2）各DMATの活動調整
    - （3）輸送手段の確保及び機材などの調達に係る調整
    - （4）厚生労働省、県等関係機関との連絡調整
    - （5）各SCU本部との連絡調整
  - 5 航空機内の医療活動を担当する徳島DMATは、SCU本部の調整下に入り、航空機内における患者の症状監視と必要な処置を行う。

（後方支援）

- 第14条 徳島DMATは、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。この場合において、県、消防機関及び医療機関等は、徳島DMATの活動が効果的なものとなるよう可能な限り、支援、調整を行う。

（災害等が発生した場合の県の役割）

- 第15条 徳島県医療政策課は、徳島DMATの運用について次の業務を行う。
- （1）徳島DMATの出動要請
  - （2）関係機関との連絡調整
  - （3）指定病院等に対する徳島DMATが必要な被災現場に関する情報の提供
  - （4）搬送手段の確保等に関する調整及び情報提供

（研修等）

- 第16条 指定病院の長は、徳島DMAT隊員の技術の向上等を図るため、院内外における研修、訓練に努める。

2 知事は、徳島DMA T隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努める。

(補償)

第17条 徳島DMA Tの医療救護活動に伴う事故に対応するため、県は、隊員の傷害保険等に参加する。

(協議)

第18条 この計画に定めのない事項、又はこの計画に関し疑義が生じた事項については、知事と指定病院の長が協議の上、決定する。

(日本赤十字社徳島県支部との協働)

第19条 日本赤十字社徳島県支部が設置する病院の救護班は、同支部の判断により、この計画における徳島DMA Tと協働して活動するものとする。

2 前項の規定により徳島DMA Tと協働する救護班は、予め徳島DMA T隊員として登録する。

附 則

この計画は平成21年 7月31日から適用する。